

受発注について

(システム使用)

登録部品については、SPL システム(以下:システム)を使用し受発注する。
発送依頼書のFAX送付を禁止する。
また、受注時に運送会社及び番号情報もシステムで入力しなければならない。
在庫会社はシステム登録品について、システムでの発注を最優先とし販売しなければならない。

(予 約)

自社在庫商品に予約(1時間)がかかっている場合、在庫会社自らの判断で他に販売してはならない。但し、予約発注会員の了承を得たものは除く。
また、自社在庫商品を自社にて商談する場合も、予約(24時間)をかけなければならない。
予約時間内の販売会社都合のキャンセルの場合、予約取消を速やかに行なわなければならない。

(価格・送料の変更)

価格・送料の変更を行う場合、販売会社と在庫会社は、予約前の段階で了解を得なければならない。
尚、在庫会社はシステムで自社送料を適正価格で適宜管理するものとするが、発送前に運送会社への確認が必要な場合のみ送料を「999」(チャーター便料金を含む)と入力し、販売会社からの問い合わせに対して迅速に対応をしなければならない。
また、送料が「999」(チャーター便料金を含む)と入力されている場合には、販売会社は、発送地域に関らず事前に在庫会社への送料確認を行うものとする。
更に、システム登録されている全ての商品において、県単位の送料金額の記載が有っても発送先が離島の場合には、販売会社は事前に在庫会社への送料確認を行うものとする。

(発 送)

発送に要する費用は販売会社の負担とする。在庫会社はその費用を立て替えて発送する。
但し、販売会社と在庫会社の双方が合意の上、在庫会社負担とする事ができる。
また、基本的には在庫会社の立て替え(元払い)発送であるが、販売会社と在庫会社の双方の合意があれば販売会社への着払いとすることもできる。
この場合、在庫会社は一方的に拒否してはならない。

【3. 受発注について】

(入金待ち出荷止め)

入金待ち等の出荷止め・取置きは、発送依頼書に理由を記載して在庫会社の了解を得、システムを使用し発注する。

在庫会社は売上処理を行い発送依頼の連絡を待つ。

出荷止め・取置き出来る期間は、発注した日を含め最大3営業日とする。

期間が経過し、販売会社より連絡が無い場合は、在庫会社は販売会社へ確認をする。

出荷止め・取置き期間中、在庫会社自らの判断で他に販売してはならない。

但し、販売会社の了承を得たものは除く。

(報告義務)

クレーム・返品が生じた場合は「クレーム・返品規定（Ⅲ 返品・クレーム処理について）」に準じる。

作成2021年7月1日